平成２６年（再イ）第２号
北海道空知郡上富良野町本町５丁目14番７号
再生債務者　鈴木　紀雄
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年６月26日まで
平成26年５月29日　　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第２０号
京都市伏見区横大路貴船54番地１　シチィ・ハイムドリーム91―101号
再生債務者　桐村　和夫
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年６月26日まで
平成26年５月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第３号
埼玉県所沢市松葉町29番19号
再生債務者　前田　敦志
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年６月27日まで
平成26年５月27日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第２２号
埼玉県飯能市緑町１番地２　メゾンクレス101
再生債務者　田中　光男
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年６月30日まで
平成26年５月28日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第３９号
大阪府八尾市太子堂５丁目１番６号
再生債務者　髙嶋　　修
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年６月30日まで
平成26年５月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１号
静岡県富士市鮫島287番地の55
再生債務者　鈴木　健司
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月３日まで
平成26年５月29日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２６年（再イ）第１号
福岡県飯塚市幸袋472番地３
再生債務者　永末　理奈
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年６月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年６月19日まで
平成26年５月29日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２５年（再イ）第６７号
広島市中区江波南２丁目17番27―801号
再生債務者　原　　昭彦
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年６月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年６月25日まで
平成26年５月28日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第２３号
山形県寒河江市大字中郷896番地
再生債務者　佐藤　四郎
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年２月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年５月29日　　山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第２号
秋田市土崎港中央３丁目９番56号　佐藤マンション３―５
再生債務者　鈴木　博昭
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月３日から平成26年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００９４号
東京都町田市旭町３―26―５　クレストハイムＡ―102
再生債務者　渡邉　和孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成26年６月６日　　京都府教育委員会
1　失効した免許状の氏名、本籍地、授与権者、失効年月日、種類、番号、授与年月日
⑴　奥野　　渉、富山県、京都府教育委員会、平成26年３月31日、中学校教諭一級普通免許状、昭54中一普め第3061号、昭和55年３月31日
⑵　奥野　　渉、富山県、京都府教育委員会、平成26年３月31日、高等学校教諭二級普通免許状、昭54高二普め第3495号、昭和55年３月31日
⑶　奥野　　渉、富山県、京都府教育委員会、平成26年３月31日、養護学校教諭二種免許状、平９養学二け第23号、平成10年２月１日
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年八月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　岩手日報
掲載の日付　平成二十六年六月一日
掲載頁　四頁
平成二十六年六月六日
岩手県盛岡市羽場一〇地割一〇〇番地三
（甲）株式会社ベルプラス
代表取締役　澤田　　司
岩手県盛岡市羽場一〇地割一〇〇番地三
（乙）株式会社ベルグループ
代表取締役　遠藤須美夫

合併公告

左記組合は合併して甲はこの権利義務一切を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月四日に終了しております。
この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年六月六日
大分市金池町三丁目一番六四号
（甲）大分県火災共済協同組合
代表理事　高山泰四郎
大分市金池町三丁目一番六四号
（乙）大分県中小企業共済協同組合
代表理事　高山泰四郎

組織変更公告

当法人は、平成二十六年五月二十三日開催の総会において、その組織を変更して株式会社岩崎農産とすることを決議しました。この決議につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は当法人の主たる事務所の掲示場に掲示しております。
平成二十六年六月六日
岩手県北上市和賀町岩崎二九地割三八番地
農事組合法人岩崎農産
理事　及川　仁一